

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)

告 示

## 鳥取県告示第五百十一号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、鳥取県女性問題意識調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### ◇ 告 示

鳥取県女性問題意識調査実施要領(青少年女性課)

鳥取県工業統計調査要綱の廃止(統計課)

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

県営土地改良事業計画の変更(二件)(〃)

県営土地改良事業の工事完了(〃)

保安林の指定予定(二件)(森林保全課)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

### ◇ 公安告示

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(〃)

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

### ◇ 公 告

改良普及員資格試験の実施(経営指導課)

第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

平成六年六月鳥取県告示第四百八十六号中訂正

### 目 次

#### 一 鳥取県女性問題意識調査実施要領

この調査は、女性問題に関する県民の意識と生活実態を把握し、前回調査との比較をしながら、今後の女性行政施策の基礎資料とすることを目的とする。

#### 二 調査項目

この調査は、次の項目に関する県民の意識及び実態を調査する。

- (一) 家庭について
- (二) 結婚について
- (三) 生活時間について
- (四) 生きがい、不安について
- (五) 老人介護について
- (六) 社会参加について
- (七) 男女平等、女性の地位向上について
- (八) 職業について
- (九) 地域社会について
- (十) 女性行政について

三 調査対象

この調査は、次の表に掲げる地域に在住する満二十歳から満七十歳までの男女のうちから無作為に抽出された千二百人を対象とする。

市町村	地 域
鳥取市	瓦町、古市、古郡家、久末、高路、有富、晩稻及び南隈並びに安長、徳吉及び雲山の各一部
米子市	古豊千並びに博労町三丁目、東福原、三本松、彦名及び大崎の各一部
倉吉市	津原、谷及び和田並びに明治町の一部
境港市	幸神町、外江町及び渡町の各一部
岩美町	大字田後の一部
郡家町	大字稲荷及び大字井古
八東町	大字岩渕及び大字三浦
用瀬町	大字用瀬の一部
気高町	大字宝木の一部
三朝町	大字東小鹿及び大字西小鹿
大栄町	大字東亀谷の一部
東伯町	大字八橋の一部
西伯町	大字清水川及び大字下阿賀
岸本町	大字大殿の一部
淀江町	大字佐陀の一部

日南町 花口

四 調査方法

この調査は、調査該当市町の長の推薦を受けて知事が委嘱した調査員が調査票を配布し、後日収集することによって行う。

五 調査期日

平成六年七月一日

六 調査の結果の公表

この調査の結果は、結果報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第五百二十二号

鳥取県工業統計調査要綱（昭和四十七年十一月四日鳥取県告示第八百六十七号）は、廃止する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業中湯棚地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年六月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第五百十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業小田南部地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年六月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第五百十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業神戸上地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年六月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第五百十六号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業 桂木地区 ため池等整備	平成六年三月十八日

鳥取県告示第五百十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字三倉字ニタ股一三二七の二、一三二七の三、一三二八、一三二九、字フタマタ三六五の一、三六六、三六七、三六八、三六九、郡家町大字大門字大光寺一四三、八二二、字大光寺口一三二から一三三三まで、一三四の一、一三四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係

町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町折渡字坂原山三六〇の二四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百十九号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により

告示する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成六年六月二十二日	五三五	名古屋市千種区小松町七丁目三九	メイキュー株式会社	倉吉市東蔵城町二 中部総合事務所売店

鳥取県告示第五百二十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成六年七月十一日から施行する。

平成六年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表株式会社鳥取銀行の項中

浦安支店	東伯郡東伯町大字浦安	を	東伯支店	東伯郡東伯町大字徳万
------	------------	---	------	------------

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭

和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めただので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年六月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	黄門ちゃま2	株式会社平和
〃	CR・黄門ちゃま2	〃
テレビボール遊技機	CRパナフル	太陽電子株式会社

鳥取県公安委員会告示第五十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成六年六月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

一 聴聞の期日及び場所

平成六年七月二三日 午後一時

鳥取市東町一丁目三二〇 鳥取県公安委員会委員室

（鳥取県庁本庁舎七階）

一 被験聞者の住所及び氏名  
 岩美郡福部村大字湯山三七五番地一  
 株式会社 オオムラ

公 告

鳥取県改良普及資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、改良普及資格試験を次のとおり実施する。

平成6年6月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の期日  
 平成6年10月6日(木)及び同月7日(金)
- 2 試験の場所  
 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の方法  
 (1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。  
 (2) 筆記試験は、改良普及員として必要な教養及び農業又は家政についての専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必須項目	基礎選択項目	専 門 選 択 項 目
教育概論	農業経営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 植物生理 土壌肥料 微生物学 生物化学 食品化学及び食品加工 畜産 家畜衛生 農業水利及び土地改良 農業機械 業経済 農村社会学 統計学及び情報処理
	生活経営	被服衛生及び被服管理 労働衛生 人間工学 栄養学 食品化学及び食品加工 生物化学 微生物学 食生活 住居生活及び住居環境 建築設計 農村計画 家庭経済 生活福祉 発達心理学 健康管理 農村社会学 統計学 及び情報処理

この場合において、必須項目及び基礎選択項目についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験(以下「択一・記述試験」という。)とし、基礎選択項目は、(2)の表の基礎選択項目に掲げたものの中から、1項目を選択するものとする。

また、専門選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、選択した基礎選択項目に応じ、(2)の表の専門選択項目の欄に掲げたものの中から、択一・記述試験にあつては3項目を、論文試験にあつては1項目を選択するものとする。その際には、択一・記述試験と論文試験において同一の項目を重複して選択することができない。

(3) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

4 受験資格

試験を受けることができる者は、条例第4条各号に掲げる者(条例第5条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。)とする。

なお、条例第4条第2号の知事が別に定める履習基準は、次の表の課程の区分に応じ、同表の履修科目の欄に掲げる科目のうち4科目以上を履修していることとする。

課 程	履 習 科 目
生 物	生態学 微生物学 分類学 生物化学 生理学 有機化学 形態学 土壌学 遺伝学 統計学

化学	物理化学 栄養化学	無機化学 食品化学	有機化学 微生物学	分析化学 土壌学	生物化学 統計学
機械	機構学 計測工学	材料力学 工業力学	機械製図 電子工学	応用数学 情報工学	生物化学 統計学
土木	水工学 土木材料学	測量学 土木施工法	土質工学 環境工学	構造力学 情報工学	水理学 統計学
建築	環境工学 都市計画	設計製図 建築計画	建築設備 農村計画	住居史 色彩学	地域計画 統計学
保健	労働衛生学 保健管理学	運動生理学 人類生態学	精神衛生 統計学	保健衛生	保健学
法律	民法 環境法	商法 経済政策	労働法 経済原論	税法 経営学	農業法 統計学
経済	経済原論 農業経済学	経済政策 地域経済論	金融論 統計学	会計学	経営学
経営	経営学原論 生産管理論	会計学 経済原論	簿記 経済政策	マーケティング論 統計学	
社会	社会学原論 社会調査	農村社会学 家族社会学	産業社会学 地域社会学	社会心理学 統計学	
教育	教育原論 発達心理学	教育心理学 青年心理学	教科教育法	教育史	

5 受験願書の受付期間

平成6年7月1日(金)から同月8月22日(月)まで(郵送による場合は、平成6年8月22日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

6 受験願書の提出先

〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営指導課(持参又は郵送による。)

7 受験願書の添付書類

ア 履歴書

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの)

8 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料は、3,010円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。

(2) 既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部経営指導課及び各農業改良普及所において交付する。その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部経営指導課(電話 0857-26-7273)に照会すること。

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成6年7月12日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年6月28日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所  
株式会社ダイイチ  
広島市中区紙屋町二丁目1-28
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイイチ鳥取店  
鳥取市千代水二丁目6-5外
- 3 開店日  
平成7年2月22日
- 4 店舗面積  
1,553㎡
- 5 主として販売する物品の種類  
家電商品、パソコン・OA機器等

正 誤

平成六年六月鳥取県告示第四百八十六号（青少年に有害な図書類の指定について）中、次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
-----	---	---	---

二	一	表示された	
---	---	-------	--

表示された 発行所名
---------------

二	一	三	四
---	---	---	---

ワ	マガジ社
---	------

ワ	マガジ社
---	------

二	一	五
---	---	---

録音テープ	好きものの女王
-------	---------

録音テープ	好きモノの女王
-------	---------